## 投資円滑化法による農林漁業法人等への投資(出資)の仕組み

- 農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は、農林漁業が天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長い等の事情により、外部からの投資を十分に受けることが難しい状況にある。
- 農林漁業及び食品産業の持続的発展を図るため、事業者の自己資本の充実を促進するとともに、フードバリューチェーンの各段 階に携わる事業者に対し資金供給を促進していくことが重要。
- 日本政策金融公庫では、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業(農林漁業法人等投資育成事業)を行う投資主体(株式会社又は投資事業有限責任組合)に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農林漁業法人等に出資が可能。

投資事業有限責任組合が行う外国法人に対する投資に関する特例措置

### 

農林水産大臣承認

#### 投資主体

#### 株式会社 (アグリビジネス投資育成株式会社)

投資対象となる農林漁業法人等は、 株式会社(特例有限会社含む)、 農事組合法人、持分会社、漁業生産組合

#### 投資事業有限責任組合 (28組合)

投資対象となる農林漁業法人等は、株式会社(特例有限会社含む)、合同会社

(令和7年11月4日現在)



#### ①農林漁業及び食品産業の事業者

- ・農林漁業法人
- · 食品製造、流通事業者
- ・輸出事業者(海外拠点含む)
- ・外食産業事業者 等

# ②農林漁業及び食品産業をサポート する産業や新しい食産業

- ・スマート農林水産業等の機械・ソフトウェア 関係の事業者
- ・生産資材や農業支援サービス・コンサル関係の事業者
- ・フードテック等のベンチャー 等

#### 投資を受けるメリット

- ・ 資金使途に制約がない(ただし、農林漁業・食品産業 等の事業活動のために使う場合に限る)
- ・ 自己資本の増強に繋がる
- ・ 対外信用力の向上により融資が受けやすくなる